

令和8年3月

第3回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年3月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 職員研修室1・2

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	苅谷 智美
農業行政課	主査	大野 敏寿
農業行政課	主任	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- | | | |
|------|--------|---|
| | 議案第 3号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| | 議案第 4号 | 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| | 議案第 5号 | 現況証明の発行可否について |
| | 議案第 6号 | 農地改良協議の同意について |
| | 議案第 7号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| | 議案第 8号 | つくば市情報セキュリティ基本方針の共同策定の承認について |
| 日程第3 | 報告第 1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告第 2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出について |
| | 報告第 3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 4号 | 現況証明の専決処理について |
| | 報告第 5号 | 農地法第4条の規定による制限除外の農地の異動届について |
| | 報告第 6号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第 7号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について |
| | 報告第 8号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |
| | 報告第 9号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について |

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和8年第3回総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総会開催に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。
会長、よろしくお願ひいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ御苦勞様でございます。

令和8年第3回農業委員会総会を招集しましたところ、農業委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。3月に入り、一時の寒さも遠のき、だんだんと過ごしやすいつ時期を迎えております。春からの農繁期を迎え、作物の播種作業や、水稻の準備作業に追われ忙しい日々を送られていることと思ひますが、体調には十分に留意し、作業に励んでいただければと思ひております。本日は、御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和8年第3回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は22名で、定足数に達していることから、令和8年第3回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席2番飯泉厚彦委員、議席5番飯岡宏記委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局の荻谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号12番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号13番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号12番を除き、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第 2、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号 1 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、1 番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る 3 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 2 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、横田委員、お願いいたします。

横田晋吾委員

去る 3 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番については、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 4 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 5 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 6 番については、果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号 7 番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 8 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号9番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号3番から9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、申請人は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻と野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、申請人は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号13番については、申請者は野菜と芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号14番については、農業を開始するため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号15番については、申請者は水稻を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号10番、11番、13番から15番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号16番については、申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号17番については、申請人は水稻・芝を作付けしている農家ですが、所有されている農地の一部に農地法の許可を得ずに農業用資材等を置いていることから、農作業に資するための資材置場用地として転用するよう是正指導を行うことから継続審議といたします。

以上のことから、提出番号 17 番については継続審議。16 番については農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る 3 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 18 番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 19 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 18 番、19 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号 17 番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 17 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、提出番号 17 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 17 番については、白石委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 17 番については、継続審議といたします。

続いて、提出番号 2 番から11番、13番から16番、18番、19番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 1 号の提出番号 2 番から11番、13番から16番、18番、19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 2 番から11番、13番から16番、18番、19番について、許可することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 2 番から11番、13番から16番、18番、19番について、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号 1 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

（中島信夫委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 1 番について、野堀委員より調査結果の報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

去る 3 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 1 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号 1 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番について、野堀委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番について、許可することに決定いたします。

中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員 復席）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

今般、申請地の近隣で建設業を営む法人から、工事の受注が多く、既存の資材置場だけでは手狭で、事業に支障を来しており、今後も事業を拡大していく計画であることから、資材置場用地として貸してもらいたいとの申し出を受け、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をコンクリート柵板で囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設物、コンクリート二次製品、コンテナ、建築資材、砕石等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許

可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたしたいと思いますが、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番と関連する一体の申請であることから、議案第3号については、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題といたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第4号、議案第1号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、横田委員、お願いいたします。

横田晋吾委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く発電事業を営む法人です。今般、余剰電力を有効活用すべく、申請地を取得し、系統用蓄電池用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、蓄電池2基、変電施設等を設置し、メンテナンス用の普通自動車3台分の駐車スペースを確保する

計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、周辺環境から需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅1棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番について、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、公共工事を請け負い、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請されたもので、許可日から令和8年12月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、全面鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所、砕石、バックホウ等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号6番について、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。現在、申請地に隣接する既存の資材置場が手狭で業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、バックホウを置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番から7番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番と議案第3号の提出番号1番については、一体の計画のため、一括して説明いたします。

議案第3号の提出番号1番については、令和5年1月16日付け、つくば農委指令第3号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地

を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、周辺環境から需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅3棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在の住居が老朽化し、生活に支障を来していることから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第3号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われま。議案第4号の提出番号8番から11番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま。なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わりにします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番について、申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で造園土木業を営む法人です。今般、公共工事を請け負い、仮設の工事用通路が必要になったことから、申請地を借り受け、工事用通路として申請されたもので、許可日から令和8年5月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をオレンジネットで囲い、全面鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とし、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号13番と議案第1号の提出番号12番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第3種農地と判断しました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、転用期間満了に伴い、議案第1号の提出番号12番については、区分地上権の設定をするため申請するものです。議案第4号の提出番号13番については、営農型太陽光発電施設用地として申請するもので、許可日から3年間の一時転用です。

また、下部農地では、市外に本店を置く農地所有適格法人が引き続き柵を作付けする計画となっております。

許可後の利用方法は、335Wパネルを268枚設置しており、最低地上高を2.7m確保しています。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、市外の借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で主に解体工事業を営む法人です。今般、県内での業務の受注も順調で、今後も事業拡大を図っていきたいと考え、県南地区での資材置場を新たに確保すべく、申請地を取得するため申請されたものですが、申請に必要な書類が整わないことから継続審議と判断いたしました。

提出番号16番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、両親が所有するマンションに住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、市内で中古のトラック等の自動車販売業を営む法人です。現在、本社のある自宅敷地の空きスペースを利用して車両置場用地として使用しておりますが、業務も順調で、既存置場だけでは手狭となり、事業に支障を来していることから、申請地を借り受け、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、販売用トラック15台、来客用及び従業員の駐車スペースとして4台分を確保する計画で、資金については自己資金で賄います。

以上のことから、議案第1号、提出番号12番については、農地法第3条第2項ただし書きの区分地上権であるため、許可しても差し支えないと思われまます。議案第4号の提出番号15番については継続審議。提出番号12番から14番、16番、17番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定並びに第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われまますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号18番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、全国的に展開している電気送配電事業を行う法人です。今般、隣接する地区で建設工事を発注している事業者から電力供給の申込みを受け、送電事業用地として整備すべく申請されたものです。

許可後の利用方法は、周囲を外柵で囲い、敷地内の一部をアスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、申請地の一部を盛土し、地中管路に必要な立坑の設置、送電するための鉄塔工事をするものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分については第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業地を見つけたことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、630Wパネルを180枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、市外の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、市外の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号18番から21番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の居宅に住んでおりますが、手狭であることから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で介護サービス業を営む法人です。今般、市内にある既存施設の稼働率が高く、今後もさらなる需要が見込まれることから、申請地を取得し、高齢者向けの通所介護施設を建築すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての施設1棟を建築し、従業員用駐車場5台、送迎車両用駐車場3台、来客用駐車場1台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、妻の実家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号27番、28番については、同一申請人による一体の申請のため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で美容院を経営する法人の役員です。現在、市内のテナント店舗で美容院を営んでおりますが、建物を所有するオーナーとの契約に伴い、返却することになったことから、新たな店舗を建築すべく申請するもので、提出番号27番については、その法人への貸美容所用地、提出番号28番については、その法人への貸駐車場用地として、それぞれ申請されたものです。

許可後の利用方法は、木造2階建ての店舗1棟を建築し、駐車場については、普通自動車3台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金と金融機関からの融資で賄う予定です。

提出番号29番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、県外に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請されたものですが、許可を得ることなく一部使用してしまっていることから、始末書が添付されております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号30番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で神社の運営及び管理を行っている法人です。申請地の北側に接道している国道の拡幅工事に伴い、既存の駐車場用地が買収されることになり、神社の運営に支障を来してしまうことから、申請地を取得し、駐車場用地を拡張すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透

処理とした上で、普通自動車18台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号22番から30番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号、議案第1号の提出番号12番及び議案第3号の説明及び報告が終わりました。

提出番号15番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号15番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号15番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号15番については、飯岡委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番については、継続審議といたします。

続いて、議案第4号の提出番号1番から14番、16番から30番、議案第1号の提出番号12番及び議案第3号について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号の提出番号1番から14番、16番から30番、議案第1号の提出番号12番及び議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号1番から14番、16番から30番、議案第1号の提出番号12番及び議案第3号について、許可及び承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から14番、16番から30番、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、許可及び承認することに決定いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。なお、こちらの土地については、農用地区域内農地となっておりますので、所管する市・農業政策課に確認したところ、長期に渡り、駐車場として利用されていたことから農業委員会において「非農地」と判断することについてはやむを得ないとの意見をいただいております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。
続きまして、谷田部地区分について、横田委員、お願いいたします。

横田晋吾委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農地改良協議の同意について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地改良協議の同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。各地区において調査を行っておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作利便の向上を図るべく、低地解消を目的とした盛土を行うため、申請されたものです。

従前の作土と同等以上の購入土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、耕作利便の向上を図るべく、低地解消を目的とした盛土を行うため、申請されたものです。

沼崎地内の山林の赤土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号2番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号について、担当委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案書19ページになります。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和8年2月20日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものでございます。

審議案件につきましては、別紙のとおりとなり、整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号125番までのとおりとなり、豊里地区45件、谷田部地区13件、荃崎地区13件、大穂地区7件、筑波地区43件、桜地区4件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものでございます。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号1番から10番、18番から26番、30番から45番、59番から63番、82番、89番から107番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号11番から17番、27番から29番、46番から58番、64番から81番、83番から88番、108番から125番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号11番から17番、27番から29番、46番から58番、64番から81番、83番から88番、108番から125番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号11番から17番、27番から29番、46番から58番、64番から81番、83番から88番、108番から125番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号11番から17番、27番から29番、46番から58番、64番から81番、83番から88番、108番から125番は、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号1番から10番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、遠藤委員、大野委員の退席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号1番から10番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号1番から10番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番から10番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号1番から10番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

遠藤委員、大野委員の復席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続いて、整理番号18番から26番、59番から63番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯島秀幸委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号18番から26番、59番から63番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号18番から26番、59番から63番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号18番から26番、59番から63番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号18番から26番、59番から63番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

飯島秀幸委員の復席を求めます。

（飯島秀幸委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、整理番号30番から45番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

（中島信夫委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号30番から45番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号30番から45番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号30番から45番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号30番から45番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、整理番号82番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、加園委員の退席を求めます。

（加園秀信委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号82番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて整理番号82番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号82番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号82番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

加園委員の復席を求めます。

（加園秀信委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続いて、整理番号89番から107番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、關委員の退席を求めます。

（關 元章委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号89番から107番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて整理番号89番から107番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号89番から107番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号89番から107番について、原案のとおり異議なく承認することに決定い

たします。

關委員の復席を求めます。

(關 元章委員 復席)

議案第8号 つくば市情報セキュリティ基本方針の共同策定の承認について

議 長(飯野 和男)

次に、議案第8号 つくば市情報セキュリティ基本方針の共同策定の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局(田中主任)

議案書20ページになります。

議案第8号 つくば市情報セキュリティ基本方針の共同策定の承認について、御説明いたします。

令和7年4月1日付けで、総務省より都道府県知事宛てに、地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針について通知があり、地方公共団体の長及び議会その他の執行機関は、令和8年4月1日までに、それぞれが管理する情報システムの利用に当たり、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務づけられております。

このため、本市においても、市長部局、議会局及び農業委員会事務局等を含む行政委員会は、サイバーセキュリティを確保するため、方針を策定し、公表する必要があることから、共同にて方針策定を進めるため、審議議案として提出されたものです。

なお、方針の共同策定に当たっては、市長部局より当委員会に対し、承認の是非を求められており、方針内容につきましては、議案書記載のとおりとなります。

以上でございます。

議 長(飯野 和男)

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 つくば市情報セキュリティ基本方針の共同策定の承認については、原案のとおり承認いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第9号についてですが、内容は議案書23ページから45ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第9号について、質問等ございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたします。

その他

議 長（飯野 和男）

その他の報告ですが、今月7日に実施しました令和7年度第2回農業担い手講習会について、農業担い手対策専門委員会の飯島孝一委員長より報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

さる3月7日に「令和7年度第2回農業担い手講習会」を開催いたしました。

参加者を募ったところ、9名から応募があり、当日は7名が参加し、豊里地区の石田委員が経営されている「つくばいしだファーム」の圃場において有機農業の実地講習会を行いました。

参加者の方からも、「貴重な体験をすることができた」などの喜びの声をいただくことができました。

担い手対策専門委員会の委員さん方には、開催に際し、参加者への声掛け等、大変御尽力していただき、本当にありがとうございました。

この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

続きまして、現在、谷田部地区で実施中の農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

去る3月2日に実施しました、農地再生チャレンジ事業の一連の作業の際は、大勢の委員さんに御協力いただきまして、無事に終了することができました。この場をお借りして、

改めて御礼申し上げます。

昨年、遊休農地対策専門委員のみならず、他の委員さんからも協力を得ながら作物の肥培管理作業をした方が良いとの助言をいただきました。今回は、大勢の委員さんにお集まりいただき、皆で協力しながらスムーズな作業を行うことができました。本当にありがとうございました。

今年も、例年と同様に6月にジャガイモの収穫祭を実施する予定でおりますので、引き続きご支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第3回総会を閉会いたします。

【午後2時48分 閉会】

議長

農業委員会委員

農業委員会委員